

質 問 趣 意 書 提 出 書

知事に文書による質問をしたいので、神奈川県議会会議規則第83条第2項の規定により、別紙のとおり質問趣意書を提出します。

令和4年3月4日

神奈川県議会議長 小島 健一 殿

神奈川県議会議員 佐々木ナオミ

質問趣意書

1 神奈川のこれからを考える取組について

(1) パートナーシップ制度の導入について

このテーマについて、私が質問するのは2度目となります。県議会議員として初めての一般質問で、県としての制度導入を知事に求めましたが、知事からは導入は考えていないが、県営住宅の入居など、パートナーシップ制度、証明書を持った方への支援を行うとの答弁がありました。

それから2年の間に、パートナーシップ制度は全国で広がりを見せ、今年1月4日時点で導入自治体数は147自治体、昨年末時点で証明を受けたカップルは2,537組に達しています。

県内でも、私の地元小田原市と横須賀市が2019年4月1日から初めて導入しました。今では17自治体で導入され、今後、開成町や中井町、山北町なども導入を予定していると聞いています。また、大阪府、茨城県、群馬県、三重県、佐賀県、青森県では、県としてすでに導入しています。そして、来年度には、東京都、福岡県、秋田県、栃木県も導入予定となっています。これにより、人口カバー率が5割に達することになります。

またパートナーシップ証明書を持つカップル向けの賃貸住宅サイトや、住宅ローンを借りるためのペアローンを用意する金融機関も増え、同性パートナーが病院でのICUの面会、手術の同意、看取りの立ち会い、生命保険の受取人、携帯電話の家族割、航空会社のマイレージのファミリー会員になることができるなど、様々なサービスを受けることができるようになりました。また、性的マイノリティが働きやすい環境を整えるいわゆるLGBTフレンドリー企業では、配偶者と同様の福利厚生を、同性パートナーにも適用しているところも多くあります。

現状、パートナーシップ制度に関しては、基礎自治体の導入を促進していくという県の方針は承知していますが、先ほど述べた民間企業による各種サービスは、パートナーシップ証明書が条件となっている場合が多く、制度未実施自治体に居住するカップルはそのサービスの恩恵を受けることができません。

県としての制度導入を行えば、例えば、県営住宅への入居など、県の既存のサービスを県内のどこに住んでも受けることができ、県内での転入転出の際に、証明書を取り直す必要性もなくなります。

そして、様々な場面でいじめや偏見、からかいなどにより深刻な差別に遭うことが多い性的マイノリティや同性カップルの存在を、公共が肯定的に認めていくことによる、当事者の安心感。それが県がパートナーシップ制度を導入する最大の効果だと思います。

日本の過去の調査によると、ゲイとバイセクシュアルの男性の中には、そうではない男性の約6倍もの自殺未遂経験者がおり、そして最初の自殺未遂の平均年齢は17歳であるとのこと。若い当事者が自らの命を絶つほどの絶望を感じるのは、社会の中に、性的マイノリティである自分の将来像としてのロールモデルが少ないことが大きな原因であると専門家は指摘しています。

同性カップルであっても、婚姻関係にあるカップルと同様に暮らしていくことができる、そういう将来像を示すことが、悩める若い当事者へ向けての、大切なメッセージとなります。

東京都が行った昨年の調査では、7割がパートナーシップ制度を「必要」と回答していた

とのことです。県として、かながわSOGI派遣相談やかながわにじいろトークなど、性的マイノリティへの様々な支援を行っていることは承知をしていますが、パートナーシップ制度の導入は、性的マイノリティの差別解消を大きく進めることができると考えます。

そこで、「誰ひとり取り残さない社会」を標榜する本県として、性的マイノリティの差別解消への歩みを大きく進めるためにも、県としてのパートナーシップ制度導入に取り組むべきと考えますが、所見を伺います。

(2) 自伐型林業について

近年、森林を守り育てながら林業を生業として地域で暮らそうという新たな動きが全国で広がりつつあり、その中でも自伐型林業が注目を集めています。

自伐型林業とは、所有する森林を森林組合などに任せるのではなく、森林所有者等が自ら管理するもので、その管理方法は、施業する林をすべて伐採する「皆伐」ではなく、「間伐」を長期に渡って繰り返す、そこから一定の収入を得る持続的な経営を行う林業です。

弱度な「間伐」や、伐期を見極め、木を選んで更新をはかる「択伐」により残された木の品質が上がるため販売単価が上がり、さらに面積当たりの蓄積量が増加します。山林の質と量が増えることで将来的により自立した経営を目指すことが可能としています。

また、木材搬出のための作業道は、自然環境への負荷を最小限に抑え、壊れにくくするため、道の幅を原則2メートル程度としているのが特徴です。

この自伐型林業を全国に広めているNPO法人「自伐型林業推進協会」によると、自伐型林業の実践者は、現在、全国で推定2,500人いるとのこと。高知県佐川町では、就業者を50人以上創出したとのこと。全国では54の自治体が自伐型林業に支援を行っており、高知県では小規模林業推進協議会を立ち上げ、自伐型林業などの小規模な新規参加者に必要な補助を手厚く用意しています。山を所有していなくても、林業を始める若者や移住者が増えているとのこと。

自伐林業はマスコミでも取り上げられ、自然の中で適度に稼ぎながら、環境保護にも貢献できることから、環境への意識が高い若者の価値観にマッチした働き方であると紹介しています。

本県においても南足柄市などでは、新たな林業の担い手を確保しようと、自伐型林業による林業従事者育成のための研修を始めていますが、自伐型林業に取り組もうという人たちの支援となる県の補助金の中の作業道の作設については、幅員が2.0メートル未満の作業道は補助の対象となっていないのが現状です。

いくつかの自治体では、幅員2.0メートルの作業道にも補助を行っていると聞いており、壊れにくく、環境への負荷を最小限とした作業道づくりを求める人たちの支援するためにも、小規模のものを補助の対象から除外している現状は是正すべきと考えます。

全国で広がりつつある自伐型林業が本県においても広がり、森林再生と移住促進の両方が期待できる新たな林業の在り方として定着するよう、県の更なる支援が期待される所です。

そこで、森林を守り育てながら林業を生業として地域で暮らそうという、こうした自伐型林業の新たな動きを、県としてどのように考え、取り組んでいくのか伺います。

(3) 市街地への出没など野生イノシシの新たな課題について

野生イノシシなどの鳥獣被害については、一昨年的一般質問でも取り上げ、その中で、人を恐れず、昼間でも市街地に出没する野生イノシシの存在を紹介しました。近年、その被害はますます増えてきており、私の地元小田原市でも、昨年10月、住宅地にイノシシが出没し、住民が怪我を負う事態も生じています。

野生イノシシなどの鳥獣害対策は、これまで、集落や農作物を鳥獣から守るために、地域で農業を営む農家の方々が中心となって、鳥獣のひそみ場となる藪の刈り払いや耕作地に侵入させないための柵の設置、そして、罠による積極的な捕獲の両方に取り組むことで、増え続けるイノシシに対抗しておりますが、ここ数年の野生イノシシの豚熱感染の問題が、鳥獣害対策に大きな影響を与えています。

昨年、県内の養豚場で46年ぶりとなる豚熱が発生しました。野生イノシシの豚熱感染は、飼育豚への感染が懸念されているため、現在、県では、捕獲したイノシシや死亡した状態で発見されたイノシシの検査を行い、感染状況を把握するとともに、経口ワクチンの散布などによりイノシシの感染拡大防止に努めていることや、新たに捕獲奨励金を支給して捕獲を強化しています。

また、イノシシの捕獲に当たっては、防疫措置の徹底を図るため、捕獲者への防護服の着用やイノシシの埋設地の消毒等を実施することが国や県から指導されています。

こうした対策は、野生イノシシから飼養豚への豚熱感染を防ぐためには必要不可欠であり、更なる取組の強化が求められるところですが、その一方で、イノシシの捕獲や処分を行う農家などにとっては、ジビエ利用ができなくなったことも相まって、捕獲したイノシシの消毒や処分に係る負担が増加し、中には捕獲を諦めてしまう人も出ていると聞いています。

防疫対策の結果、農家の捕獲意欲が低下し、捕獲の手が緩んでしまうことは、これまで以上に市街地への野生鳥獣の出没へつながり、豚熱対策としても本末転倒になりかねないとの声が、地元農家や自治体職員から上がっています。

鳥獣被害は今や農業の課題だけではなく、家畜伝染病の予防や市街地の安全・安心を守るための課題にもなってきており、高齢化する農家の方々のたゆまない努力だけでは、イノシシ被害を抑えることは難しくなってきていると考えます。

そこで、市街地への出没など野生イノシシの新たな課題に対し、県ではどのように取り組んでいこうと考えているのか、所見を伺います。

(4) 熱海の土砂災害を踏まえた土砂の適正処理への更なる取組について

昨年7月に発生した熱海の盛土流出事故を受け、盛土の問題がクローズアップされています。

特に、この盛土を造成したのが、小田原市内の不動産会社ということで、小田原市民にとっても大変関心の高いテーマになっています。

同じく昨年7月の大雨で、この不動産会社の元代表が関わる事業者が運営する小田原市内の体験型農園の農地が崩れ、それをきっかけに、この農地が農地転用許可や県の土砂条例の許可を得ることなく不正に行われた盛土であることが判明しました。現在、小田原市と神奈川県とが共同で是正指導を行っているところです。

また、平成30年9月に起きた小田原市早川地区内の農地への不法投棄も、行為者が県や市の呼び出しに応じず、土砂の撤去などの是正がなされないままに、やむなく地元住民や地権者が是正対策を行ったという事件がありました。

現在、盛土に関しては盛土そのものを規制する法律が存在しないために、農地法、都市計画法、森林法など、それぞれの法令の中での規制となっており、本県においても、農地課、建築指導課、水源環境保全課など、それぞれの課が個別に対応しています。また、本県では、盛土に関して、独自の土砂条例を制定して規制を行っていますが、罰則規定が罰金100万円以下、懲役2年以下、ということで、不正処理を行う業者にとっては、必要経費程度の罰則でしかないため、抑止になっていないという問題もあります。

国も、熱海の土砂災害を機に、厳罰化も含めた法整備に動き出しており、2月17日には、都道府県が指定する区域の造成を許可制とし、法人に対しては無許可造成や是正命令違反に対し、最高で3億円の罰金を科す規定を新設し、土地の用途にかかわらず全国一律で適用する案が判明したとの報道がありました。

またそれに先んじて、全国の盛土の総点検を行い、12月には11月末時点の暫定の取りまとめ結果を公表していますが、それによると、全国で点検対象の約3万6千箇所のうち、許可・届出等の手続きがとられていない、あるいは、必要な災害防止措置が確認できないなど、何らかの問題がある盛土が1,375箇所あったとのことでした。

国による法整備が行われるまでの間においても、県民の安全を守るために必要な制度見直しは随時行うべきであり、昨年9月に我が会派の赤野たかし議員が代表質問で、土砂条例施行規則を改正し、土砂災害の被害が広範囲に及ぶ恐れがある地形で盛土を行う場合の住民説明会の対象範囲を広くするよう求めたところ、知事からは、年度内を目途に規則の見直しを行うとの答弁があったところです。

そこで、盛土の総点検で問題のあった箇所について、今後、どのように対応していくのか。また、土砂条例施行規則の見直しの具体的な内容と進捗状況について伺います。

2 県西地域における諸課題について

(1) 県立足柄上病院の分娩機能について

令和2年10月26日、神奈川県と小田原市、神奈川県立病院機構の3者は、小田原市立病院と県立足柄上病院の連携と協力に係る基本協定を締結し、それに基づき、令和3年3月に、小田原市立病院と県立足柄上病院との連携・協力の方向性が示されました。

その中で、「県立足柄上病院が担う分娩については、小田原市立病院に集約化を図る」とのことで、足柄上病院の産科は廃止の予定となっています。

これに対し、県西地域、とりわけ、足柄上病院がある足柄上地域の住民から、存続を求める声が上がっています。2月18日には、南足柄市、松田町、大井町、開成町の女性議員たちが連携をして、南足柄市をはじめとする足柄上地域の各自治体の首長へ、今コロナ禍で休止している足柄上病院の産科再開を県に求める要望書が提出されたことが、大きく報道されました。

足柄上病院の産科は、平成18年に横浜市大が小田原市立病院へ産科医を集約したことで、一時休止となり、その後平成21年に「正常分娩は助産師の力で」ということで、院内助産システムを立ち上げ平成23年より本格稼働をしています。

院内助産とは、病院にいながら家庭的で温かい雰囲気の中で自然に赤ちゃんを迎えることができるよう、高い技術を有する「アドバンス助産師」が中心となって、妊娠・出産・育児をサポートするもので、産科医不足の一助にもなり得る取組です。また、出産時には、ベッドか畳かを選ぶことができるなど、家庭的な環境で臨めるように配慮し、自分らしいフリースタイルの出産ができるため、近年注目されているシステムです。

足柄上病院の院内助産を経験した方からは、産前から産後まで助産師に丁寧に寄り添ってもらい、通常の産婦人科とは違う良さを実感している声を多くいただいています。また、母乳外来は他の産婦人科退院後に来院する方も多いとのこと。休診中の今も、足柄上病院には母乳外来や産前産後のケアでの問合せが来ていると聞いています。

そもそも、出産できる場が少ない県西地域において、足柄上病院の分娩を廃止することは、この協定の中の、「地域住民に、将来に渡り安全・安心で質の高い医療を安定的に提供する」という大きな目標とは乖離していると言わざるを得ません。

また、出産できる環境が脆弱である、という実態は、県が力を入れている県西地域の子育て世代の移住促進を妨げることにもつながります。

もし、足柄上病院の分娩がなくなれば、例えば山北町に住む妊婦は、1時間以上かけて小田原市立病院へ行かねばならず、つわりや軽度の切迫早産などもある妊婦はもちろんのこと、仕事を持つ方や2人目以降の方にとっても、通院が大変な負担になります。

そこで、今後の足柄上地域の安心で質の高い出産環境を整えるためにも、県立足柄上病院の院内助産を存続すべきと考えますが、所見を伺います。

(2) 小田原海岸前川地区における越波対策について

令和元年東日本台風は、県内で記録的な風雨となり、河川や砂防をはじめ、各地に甚大な被害をもたらしました。

その台風により、私の地元である小田原海岸の前川地区では、高波が護岸を越えたことにより、家屋等に被害が発生し、住民の生活に大きな影響をもたらしました。

そうした被害を受けて、県は、前川地区の越波対策として、護岸嵩上げに向けた検討や養浜などを実施していることは承知しています。

今年度の養浜工事を実施するために先日行われた地元説明会に私も参加しました。説明会では、養浜の効果についての疑問の声が上がり、これまでの効果を地元住民に分かりやすく情報提供することや、今後の取組の強化と効果の見える化を求める声が上がりました。

また、越波対策については、早期の実施が求められ、さらに、砂浜の侵食により護岸の基礎部が露出した箇所を補強する工事について、ここ2年間実施されていないために、一刻も早く進めてほしいとの声もありました。

いつ発生するか分からない越波被害から住民の生命や財産を守るためには、護岸の嵩上げや基礎部の補強工事を早期に実施していくとともに、越波を低減させる効果が期待できる養浜を着実に実施していくことが重要であると考えます。

そこで、今後、小田原海岸前川地区の護岸の嵩上げや基礎部の補強工事にどのように取り組んでいくのか、また、養浜にどのように取り組んでいくのか、見解を伺います。